

環境衛生の知識



(簡易専用水道検査)

国土交通省環境省「水道法第 20 条」登録検査機関
国土交通省環境省「水道法第 34 条」登録検査機関
経済産業省工業標準化法に基づく試験事業者(JNLA)登録機関
I S O 9 0 0 1 認 証 取 得 機 関
I S O / I E C 1 7 0 2 5 認 定 試 験 所
水 道 G L P 認 定 取 得 機 関
特 定 計 量 証 明 事 業 登 録 機 関



一般財団法人

千葉県薬剤師会検査センター

〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-12-11

技術検査部 TEL 043-242-5940 FAX043-242-3850

ISO/IEC17025 認定範囲につきましてはお問い合わせ下さい。

改訂履歴表

年月	改訂番号	改訂内容
平成 2 年		新規制定
平成 7 年 9 月	改訂 1	水道法、環境基準の法律改正による見直し
平成 13 年 8 月	改訂 2	各基準値等の解説の充実とダイオキシン類及び残土条例の追加
平成 17 年 6 月	改訂 3	各法律改正による内容の更新。 シックハウス、レジオネラ症を追加
平成 20 年 7 月	改訂 4	各法律改正による内容の更新。 内容の構成見直し
平成 21 年 8 月	改訂 5	各法律改正による内容の更新。
平成 22 年 4 月	改訂 6	簡易専用水道検査に関する範囲に限定した内容に変更。改訂履歴の追加。
平成 25 年 8 月	改訂 7	センターの名称変更（財団法人→一般財団法人） 水道法改正による内容の更新（保健所→市）
令和 7 年 6 月	改訂 8	各法律改正による内容の更新。水槽清掃の改正 水道行政の省庁移管による内容の更新（厚生労働大臣→国土交通大臣及び環境大臣）

< 目 次 >

1. 簡易専用水道 1

1.1 簡易専用水道とは..... 2

1.2 簡易専用水道の取扱いのしくみ..... 3

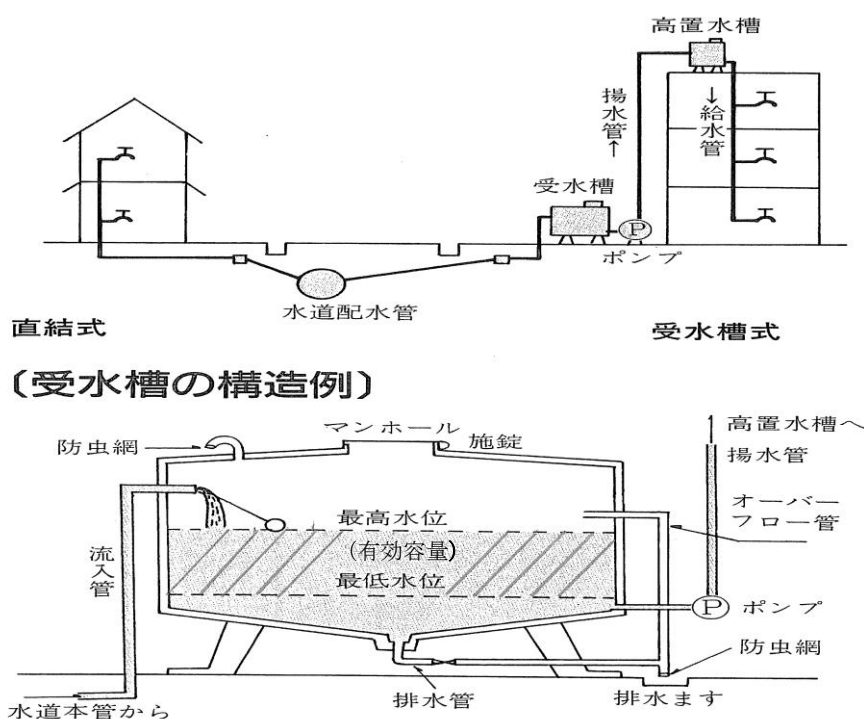
1.3 設置者の義務..... 3

1.4 汚染事故等の緊急時の措置..... 5

1. 簡易専用水道

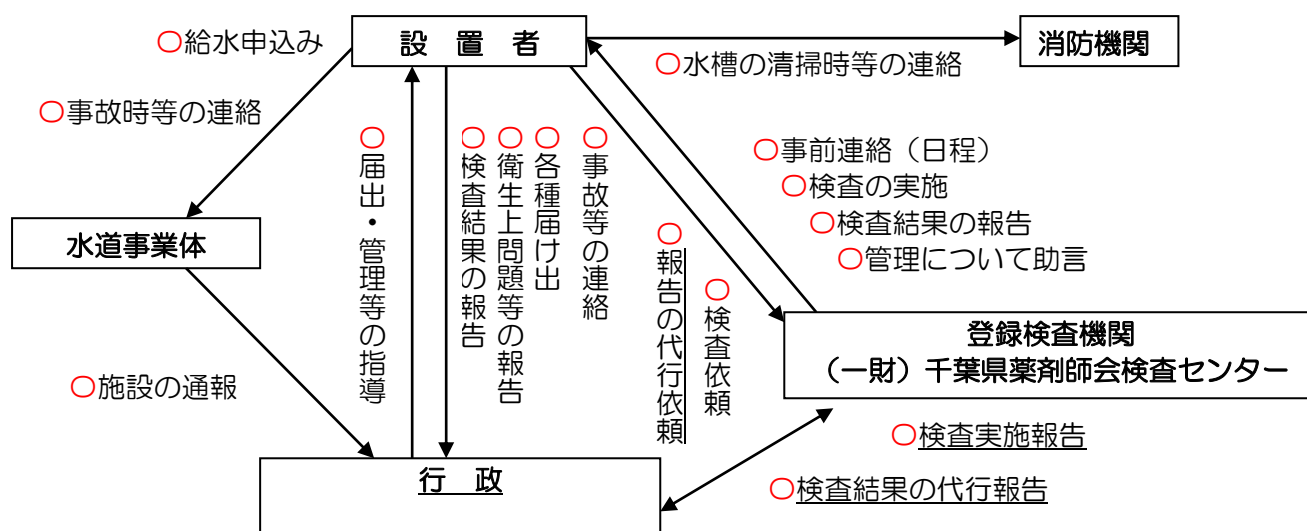
1.1 簡易専用水道とは

簡易専用水道は、県や市町村等の水道（水道事業）から供給される水のみを水源として、一旦受水槽に貯留し、高置水槽や圧力タンク等で給水する水道で、受水槽の有効容量が10立方メートルを超えるものが該当します。



- (注) 1. 受水槽に貯留された水を全く飲料水として使用しない場合は該当しません。
2. 自家用井戸水等の水道水以外の水を水源とする場合や混合使用する場合は該当しません。
3. 受水槽が複数あって給水管等で相互に接続している場合の有効容量は、その合計量として算定します。
4. 専用水道施設に該当する場合は除かれます。

1.2 簡易専用水道の取扱いのしくみ



1.3 設置者の義務

簡易専用水道設置者（所有者等）には、水道法及び行政の条例及び指導によって次のことが義務づけられています。

1) 行政への届出

簡易専用水道を設置した場合は、所定の届出用紙により、施設所在地を管轄する行政へ届出が必要です。また、設置者が変更となった場合や受水槽の規模縮小等によって簡易専用水道に該当しなくなった場合も届出が必要です。

2) 維持管理 （水道法第34条の2第1項・同規則55条）

(1) 水槽の清掃を毎年1回以上定期的に行うこと。

水槽内には水が停滞し空気と接触するため、水あかが発生したり、水道管を経て流入する砂・鉄さび等が堆積するため、定期的に受水槽及び高置水槽を清掃する必要があります。

(2) 水槽及びその周辺を定期的に点検し、亀裂等を発見した時はすみやかに補修・改善すること。

水槽の亀裂やマンホールの不備等は汚水の流入や、異物混入の原因となります。したがって定期的に水槽とその周辺を点検し異常の有無を確認するとともに、整理整頓と清潔の保持に努め、異常を発見したときは、すみやかに改善措置をとらなければなりません。また、地震、凍結、大雨等の事態が発生したときも、すみやかに点検してください。

(3) 給水栓の水に異常を感じたときは、必要な水質検査を行うこと。

適切な管理は安全で衛生的な水の供給を行うための必須条件ですが、管理の不備や構造的な欠陥がある場合、また配水管の腐食が進行した場合には、水の色・濁り・臭い・味に異常が生じることがあります。

したがって日常的に水の外観に注意を払い、異常を感じたときは、すみやかに水質検査を実施し、安全確認するとともに原因を調べ改善しなければなりません。

(当センターにて水質検査を実施しております。)

【外観検査の方法】

透明のガラスコップに水を入れ、透かして見て、色や濁りがないか、臭いをかいでみて塩素臭以外の異臭がないか、また飲んでみて異味がないか、などを調べます。

(4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、ただちに給水を停止し利用者等に周知すること。

水質検査の結果、毒物等の混入が判明したときや、水質検査をするまでもなく汚水等の流入が明らかで、そのまま飲用を続けると健康障害をきたすおそれがあることを知ったときは、即時に給水を停止し、その水を使用することが危険であることを利用者に周知するとともに、行政へ連絡し指示を受けてください。

(5) 給水栓端末で遊離残留塩素を 0.1 mg/L (結合残留塩素の場合は 0.4 mg/L) 以上保持するよう必要に応じ再塩素消毒を行うこと。

原水はすでに消毒された浄水ですが受水槽で貯留される間に塩素剤が消費され、給水栓末端で規定の残留塩素が確保されないことがあります。この場合、万一病原性微生物等が混入したときには、感染症の発生を引き起こしかねません。法では残留塩素の測定はとくに義務づけられておりませんが、用途・構造等に応じ随時測定し、残留塩素が確保されないことが判明した場合は、再塩素消毒設備の設置等の措置をとる必要があります。

(6) 管理について帳簿を備え記録・保存すること。

管理にあたっては、給水施設に関する構造図・系統図等が必要不可欠です。また貯水槽の清掃や、日常の定期点検、設備の補修等の実施期日及びその内容について必ず記録し保存してください。

(7) 消防用設備と共用されている水槽の清掃・補修時に槽内の水抜きを行う場合は、あらかじめ地元の消防機関へ連絡すること。

消防設備として飲用水用の水槽を共有することは本来望ましいものではありませんが、これらの施設では槽内の水抜きにより消防用施設としての機能が低下するおそれがあり、不測の事態に対処するためにも、必ず地元の消防機関へ連絡をとっておいてください。

3) 管理状況検査（水道法第34条の2第2項・同規則第56条）

毎年1回以上定期的に、検査機関へ依頼し、管理の状況について検査を受けること。

主要な法規制事項の一つとして、設置者には年1回管理状況の適否について検査機関の検査を受ける義務が課せられています。この検査制度の趣旨は、日常の管理に不備はないか、使用水が衛生的で安全なものであるか等について、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者の検査を受けることによって、水質汚染事故の予防と早期発見を努めることにあります。

検査機関が実施する検査の内容は次のとおりです。

① 水槽等の外観検査

受水槽・高置水槽の内外部の点検やその周辺の清潔状態についての検査

② 給水栓における水質検査

臭気・味・色・色度・濁度・及び残留塩素の検査

③ 書類検査

管理に必要な給水設備等の関係図面や水槽の清掃記録等管理に関する記録についての検査。

なお、設置者は管理状況の検査を受けた時にはその結果を行政に報告してください。検査結果の報告を検査機関に代行依頼することもできます。この報告によって行政が個々の簡易専用水道の管理状況を把握できます。

検査機関は水道法第34条の登録機関として国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けているもの（当センターなど）が行うこととなります。管理状況検査の詳細につきましては、当センターの簡易専用水道検査課（TEL 043-203-1066）までお問合せください。

1.4 汚染事故等の緊急時の措置

万一、事故が起きた場合は、すみやかに次のような措置をとってください。

- 給水を停止し、利用者に使用しないよう知らせるとともに、行政及び水道事業体へ連絡し指導に従ってください。
- 給水停止中は、水道直結の蛇口等を利用して飲料水を確保してください。
直結栓がないときは、水道事業体へ相談し応急給水を依頼してください。
- 汚染原因を調査のうえ、必要な改善措置をとり、給水再開について行政の指導に従ってください。
- 検査の結果、特に衛生上問題があり、検査機関から行政にその旨を報告するよう助言された場合は、すみやかに報告のうえ指導を受けてください。